生活保護法（中国残留邦人等支援法）指定医療機関（施術機関）　届出事項一覧表

届出を要する事項 ＼ 提出書類			指定申請書	誓約書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届	処分届	添付書類 注意事項
新規申請	医療機関	医療機関（病院、診療所、歯科、訪問看護ステーション、薬局）が初めて指定を受ける場合	○								
新規申請	施術者	施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師、柔道整復師）が初めて指定を受ける場合	○								※免許証（写し） ※大分市と協定を結んでいる施術組合に施術者が加入していない場合は協定書
既に指定を受けている場合	医療機関	（1）所在地の移転（訪問看護ステーション以外） （2）開設者の交代 ア 個人の交代（A氏→B氏） イ 個人⇔法人 ウ 法人が別法人へ変更した場合 （3）病院⇔診療所に変更	○		○						※従前の機関については廃止届を提出のうえ、新たに申請書を提出する必要有
既に指定を受けている場合	医療機関	（1）名称の変更 （2）医療機関の所在地の表示の変更 （住居表示変更・地番整理等による） （3）開設者の変更 ア 氏名・法人名称の変更 （法人の代表者が交代した場合を含む） イ 住所・主たる事務所の所在地の変更 （4）管理者の変更 ア 管理者の交代　イ 氏名の変更　ウ 住所地の変更 （5）　所在地の移転（※訪問看護ステーションのみ）			○						
既に指定を受けている場合	施術者	施術者の氏名の変更			○						※同一人物であることが確認できる公的証明書（写し）
既に指定を受けている場合	施術者	【施術所を開設している場合】									
既に指定を受けている場合	施術者	施術所の名称変更			○						
既に指定を受けている場合	施術者	施術所の所在地の変更（市内での移転）			○						
既に指定を受けている場合	施術者	施術所の所在地の変更（市外へ移転する場合）				○					
既に指定を受けている場合	施術者	その他（勤務する施術所の追加等）			○						
既に指定を受けている場合	施術者	【施術所を開設していない場合】									
既に指定を受けている場合	施術者	施術者の住所地変更（市内での転居）			○						
既に指定を受けている場合	施術者	施術者の住所地変更（市外へ転出する場合）				○					
既に指定を受けている場合		（1）医療機関の開設者又は施術者が死亡した場合 （2）医療機関の開設者又は施術者が業務を中止した場合				○					
既に指定を受けている場合		開設者等が自己の意思、その他の事由により当該業務を休止したとき					○				
既に指定を受けている場合		業務を休止した医療機関又は施術者が業務を再開した場合						○			
既に指定を受けている場合		生活保護法による指定のみを辞退する場合（業務は継続） ※ 医療機関又は施術者は任意に辞退を行うことができるが、30日以上の予告期間が必要							○		
既に指定を受けている場合		医療機関、施術者が、医療法、健康保険法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法により、生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けた場合								○	